

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月6日

四日市市議会議長 早川新平

四日市市議会規則第1号

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則

四日市市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第159条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者
(略)			
特別委員会協議会	特別委員会の所管事項に関する報告、説明の聴取及び協議を行うこと。	特別委員	特別委員長
議員政策研究会	市政の課題に対し政策的協議を行うこと。	全議員	会長
(略)			

改正前			
別表（第159条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者
(略)			
特別委員会協議会	特別委員会の所管事項に関する報告、説明の聴取及び協議を行うこと。	特別委員	特別委員長
市外郭団体審議会	市が100%出資する外郭団体について協議又は調整を行うこ	各会派から選出された議員（会派に属さない議員も構	会長

	<u>と。</u>	<u>成員となることが</u>	
		<u>できる。)</u>	
議員政策研究会	市政の課題に対し政策的協議を行うこと。	全議員	会長
(略)			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。